

# 「おでかけパスポート70」をご利用の皆さんへ

問合せ 市役所介護高齢課高齢福祉担当 (☎31-4539)

**有効期限をご確認ください！**



- ◆「おでかけパスポート70」は、**1年間有効**です。
- ◆有効期限が切れた「おでかけパスポート70」を間違えて使用した場合、その「おでかけパスポート70」は無効として**バスの乗務員に回収され、通常運賃を支払っていただくこと**になります。
- ※**他人名義の「おでかけパスポート70」を利用した場合も同様です。**
- ◆有効期限が切れた方、有効期限が迫っている方で更新を希望される方は、「氏名」「住所」「生年月日」の記載がある官公署発行の身分証明書、負担金500円、お手持ちの「おでかけパスポート70」をお持ちの上、**市内の郵便局で手続きを行ってください。**
- ※**有効期限の7日前**から更新手続きは可能です。

**落とし物・紛失にお気を付けてください！**

- ◆毎年、利用されている方から「おでかけパスポートを落し忘れてしまい見当たらない」、また釧路警察署の方から「おでかけパスポートをお預かりしています」等の落とし物の連絡を多数いただいています。



- ◆「おでかけパスポート70」は紛失しても**再発行出来ず、新たに郵便局で申請**していただくこととなります(申請日より1年間の有効期限)。
- ◆ネームホルダーやパスケース(定期入れ)等に入れ、首からかけたりバッグに付けて、**落さないよう十分気を付けましょう。**



## 低所得の子育て世帯に対する、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」申請を受付中です！

問合せ 市役所こども支援課 (☎31-4540)

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対して、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、実情を踏まえた生活の支援として、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給しています。



### 対象

- 次の①、②の支給対象者に対して、児童1人当たり**5万円**を支給します。
- ①公的年金給付等を受けていることにより、21(令和3)年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります)
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方等

※21(令和3)年4月分の児童扶養手当を受給されている方は、すでに支給が済んでいますので対象外です。

### 申請期間

～22(令和4)年2月28日(月)

自分も対象かも？  
と思ったら、  
まずはご相談ください。



### 支給方法

申請書を受け付けた後、審査をした上で対象の方に随時振り込みます。

### 問合せ先

厚生労働省「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」コールセンター (☎0120-400-903 平日 午前9時～午後6時)

市役所こども支援課 (☎31-4540 平日 午前8時50分～午後5時20分)

また、ひとり親世帯以外分(高校生までの児童を養育されている、または特別児童扶養手当受給世帯のうち家計が急変して収入が非課税水準になっている方、児童が高校生のみの方)も申請を受け付けています。